

# 農村振興行政系の紹介 ～用地補償・管理業務～

農林水産省東海農政局  
農村振興部用地課

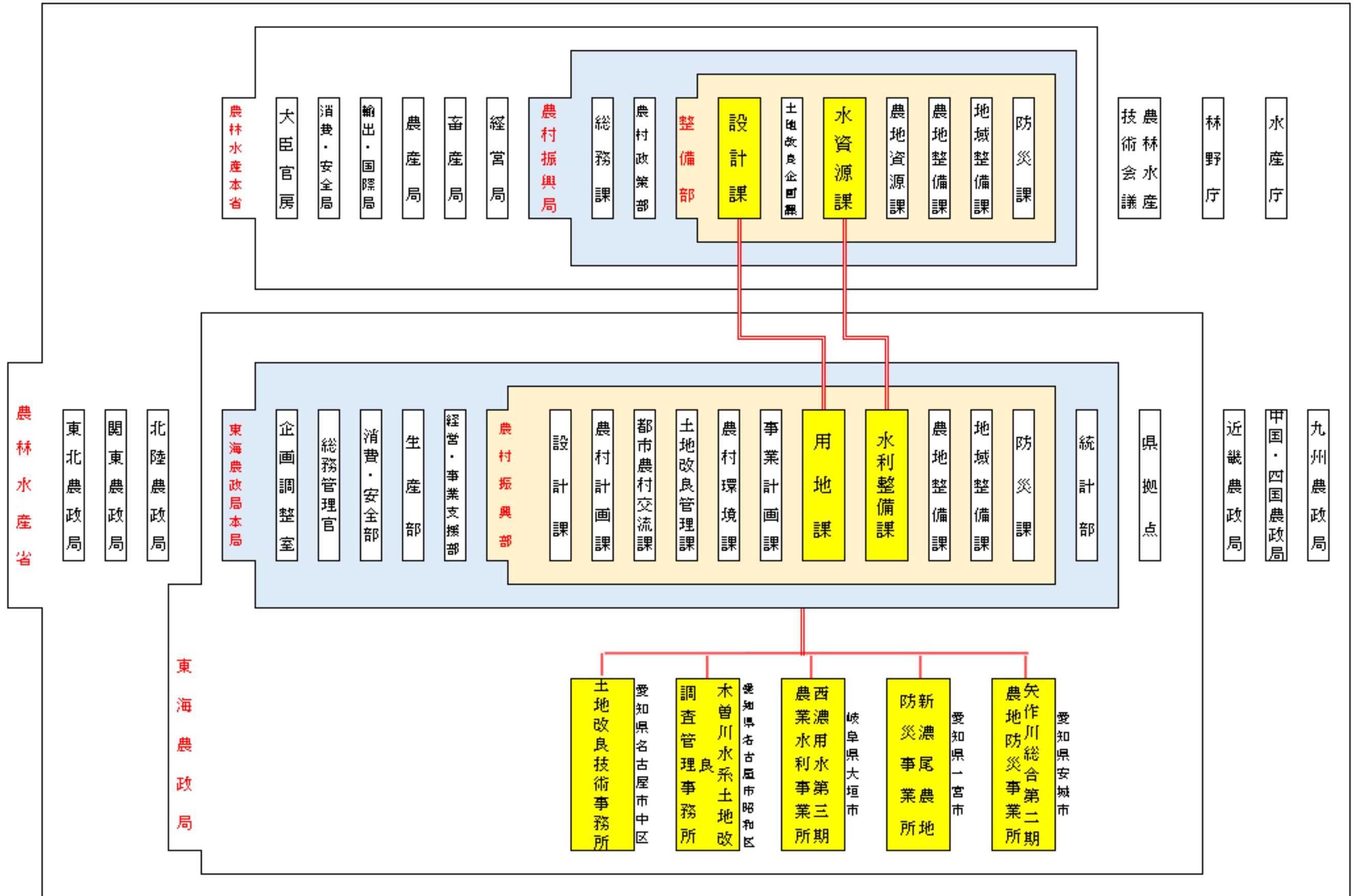
## 農村振興行政系とは

- 東海農政局事務系職員で、主に東海農政局農村振興部の、用地課、水利整備課（管理調整）、管内事業（務）所、または農村振興部の他の課に採用され、業務を行う職員です。（主な業務内容は、以下を参照。）
- 上記のいずれかの課で、行政研修、専門研修、OJTなどにより、1年間基礎的な事項を習得した後、より農家・農業に近い現場を経験するために、管内事業（務）所（2ページの最下段）へ異動して頂きます。
- 農村振興部及び管内事業（務）所を2～3年周期で何箇所か異動した後、本人の適正、経験、希望等を勘案の上、本省、地方農政局（東海農政局含む。）などへ異動し、キャリアを積んで頂きます。

## 用地課、水利整備課（管理調整）とは

- 用地課  
公共用施設を造成するための土地の買収、支障となる建物・物件等の移転、農業農村整備事業（土地改良事業）に必要となる土地の借地などを行います。（3～6ページ参照。）
- 水利整備課（管理調整）  
土地改良事業で造成した公共用施設の管理、土地等の使用許可、土地改良事業で必要となる土地の占有手続きなどを行います。

# 農村振興行政系に係る組織



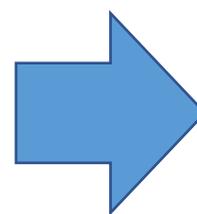
# 農業農村整備事業等により農業・農村振興を推進します

## 農業農村整備事業

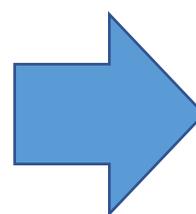
水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田に必要な農業用水を確保するためのダムや堰の整備、営農条件を改善するための水田や畑の整備、農村の環境整備などを行っています。



国営土地改良事業で既存の溜池を利用して造成した調整池（ダム）



国営土地改良事業で改修した水路



## 事業の流れ

### ◆工事

- 事業の実施は、国営事業(務)所が行います。整備工事は、必要な詳細調査や設計を行い、関係機関との調整などを行った上で開始します。工事の実施に当たっては、事業用地の確保を行います。【用地補償業務】

### 工事の流れ

工事の設計



地元説明



工事の監督・検査



工事の積算・発注



### 用地補償業務

用地測量・調査



補償金額の算定・  
用地交渉



補償契約



### ◆施設管理

- 台帳や図面などを整理した上で、施設を土地改良区等に委託して管理してもらうための事務や農林水産省の水路などの施設が河川敷地や国道・県道敷地などを横断等をしている場合に占用手続きを行います。【管理業務】

# 国営事業（務）所の用地補償業務

幅広い人と繋がりのある業務

## 用地補償業務

### —デスクワーカー—

- ◇工事計画打ち合わせ
- ◇補償調査表の作成
- ◇用地測量業務等の積算・発注
- ◇補償コンサルタント打合せ
- ◇不動産鑑定士打合せ
- ◇土地家屋調査士打合せ
- ◇補償基準作成
- ◇補償契約書作成
- ◇補償金支払い
- ◇不動産登記

### —地域住民—

- ◇工事計画説明

### —土地所有者—

- ◇工事計画説明
- ◇補償の説明
- ◇測量業務等の説明
- ◇用地交渉
- ◇補償契約

### —関係機関—

- ◇住所調査（市役所・役場）
- ◇登記調査（法務局）
- ◇税金関係手続（税務署）
- ◇県・市町村等との調整
- ◇土地改良区との調整

### —現場—

- ◇現地調査
- ◇補償物件調査
- ◇用地境界確認立会
- ◇用地測量業務等の監督

### 事業(務)所 用地課・財産管理課 3年目職員

農村振興行政系職員として採用され、3年目となりました。1年目の配属先(農政局)では経理業務を担当し、2年目から現在の職場である事業所用地課での勤務となりました。

事業所では用地・管理業務を担当し、具体的には農業用水路工事で必要となる土地の取得や土地を借りるために、土地の登記記録などから所有者などを調査し説明を行ったり、工事完成後の施設を管理する土地改良区などと管理方法に関する協議を行うなど、とても幅広いものです。

当初は、1年目とは全く異なる用地・管理業務ということで不安もありましたが、各種研修に参加し業務に必要な知識の習得だけでなく地権者への説明に際し上司や同僚が目的や補償の根拠などを丁寧に教えてくれることで、業務に対して自信を持つことができ、上司同席の場で数件ではありますが土地所有者への説明も行い、了解を得ることが出来ました。

用地・管理業務は、上述したとおりデスクワークだけの業務と異なり、補償説明などのために外部の者と接する機会もあり、良い意味での緊張感を持って仕事をすることができます。

そして何よりも、私の説明に対して土地所有者の方から、「了解しました」と理解を得たり、関係機関との協議が整った時には、大きな達成感を得ることができます。

このように、やりがいのある用地・管理業務に、皆様が少しでも興味・関心を持っていただき、農業農村の発展という同じ目的に向かって一緒に仕事ができると嬉しいです。

